

札幌市マンション管理適正化推進計画検討委員会設置要綱

(令和4年7月22日都市局長決裁)

(設置)

第1条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という）第3条の2の規定に基づく札幌市マンション管理適正化推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者等の意見を聴取し、計画に反映するため、札幌市マンション管理適正化推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、計画の作成に関することについて、協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、法第2条第1号に規定するマンションの管理に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要であると認めるときは、関係者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市局市街地整備部住宅課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(謝礼)

第8条 委員（本市職員を除く）に対し、原則、1回の会議につき12,500円の謝礼を支払う。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年7月22日から実施する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、計画の作成の日限り、その効力を失う。